

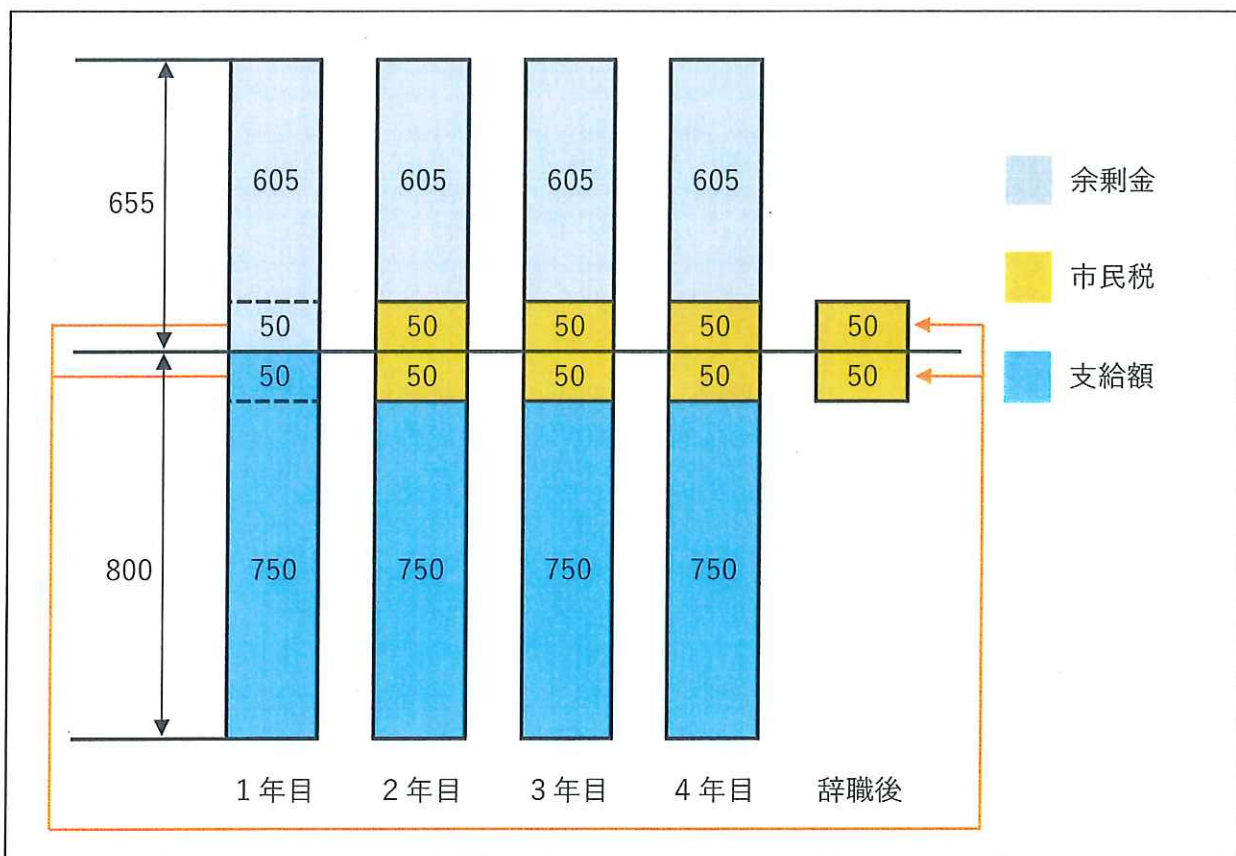
1. 減税日本ナゴヤの報酬 800 万円を超える部分の取り扱いについて

(前提条件)

- ・報酬が年 800 万円の場合の市民税を年 50 万円、報酬が年 1455 万円の場合の市民税を年 100 万円とする。
- ・他の税金等による控除は考慮しないものとする。
- ・当選前、辞職後の収入はないものとする。

(単位：万円)

	報酬	市民税	支給額	余剰金
1 年目	1455	0	750+50	605+50
2 年目	1455	100	750	605
3 年目	1455	100	750	605
4 年目	1455	100	750	605
辞職後	0	100		



2. 余剰金の通帳の管理について

氏名（敬称略）	対 応
余語さやか	市民税を清算した後、会派で通帳を管理している。
佐藤ゆうこ	会派で通帳を管理している。
浅井康正	会派で通帳を管理している。
前田えみ子	減税日本ナゴヤ所属時の余剰金は、会派で通帳を管理している。 離団後については、同様の扱いをお願いしている。
佐藤あつし	会派で通帳を管理している。
高木善英	通帳を返却し、適切な管理を要請している。
鎌倉安男	通帳を返却し、適切な管理を要請している。